

| 記者発表表（資料配布）   |                |                           |                         |       |
|---------------|----------------|---------------------------|-------------------------|-------|
| 月 日<br>（曜日）   | 担当課室名<br>班 名   | TEL                       | 発表者名<br>（担当班長名）         | 同時配布先 |
| 12月25日<br>（木） | 空港政策課<br>運営企画班 | 078-362-3561<br>（内線 4524） | 課長 寺谷 毅<br>（運営企画班 吉栖雅人） | 但馬県民局 |

## 但馬空港ターミナル(株)によるコウノトリ但馬空港の運営の開始について

県では、これまで空港管理事務所が担ってきた滑走路や航空無線施設などの管理業務をターミナルを運営する但馬空港ターミナル(株)に一元化し、効率的、機動的な空港運営を図ることとしています。

このため、平成26年6月、同空港に公共施設等運営権を設定するとともに、7月には同社と公共施設等運営権実施契約を締結し、事業実施に向けた準備を進めてきました。

このたび、平成27年1月1日から但馬空港ターミナル(株)による空港の管理・運營業務を開始しますのでお知らせします。

なお、本県の事例は、地方自治体が管理する空港として全国初の取り組みとなります。

### 記

| 項 目         | 内 容  |
|-------------|--|
| 1 対 象 施 設 等 | 但馬空港（兵庫県立但馬飛行場）<br>滑走路、ターミナルビル、駐車場、空港公園など、空港用地にある全ての施設とその土地  |
| 2 事 業 期 間   | 平成27年1月1日から平成32年3月31日まで  |
| 3 事 業 の 内 容 | <p>(1) 空港運營業</p> <p>空港の維持管理業務、空港の運營業務、着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその收受</p> <p>(2) 空港航空保安施設運營業</p> <p>空港航空保安施設の維持管理業務、空港航空保安施設の運營業務、空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣及び県への届出並びにその收受</p> <p>(3) その他事業</p> <p>運営権者が実施義務を負う事業（ターミナルビル事業等）、運営権者が任意で行う事業、利用料金の設定及びその收受</p> |

### <参考>これまでの経緯

| 区 分             | 時 期             |
|-----------------|-----------------|
| 民活空港運営法の施行      | 平成25年7月25日施行    |
| 但馬飛行場設管条例改正     | 平成26年3月4日施行     |
| 実施方針の策定・公表      | 平成26年4月11日策定・公表 |
| 公共施設等運営権の設定     | 平成26年6月11日設定    |
| 公共施設等運営権実施契約の締結 | 平成26年7月28日締結    |
| 事業の実施           | 平成27年1月1日開始     |